
令和5年 第1回 宇美町議会臨時会会議録 (第1日)

令和5年4月26日宇美町議会臨時会を宇美町議会議場に招集した

提出された案件は次のとおり

- 日程第1 会議録署名議員の指名
 - 日程第2 会期の決定
 - 日程第3 町長の提案総括説明
 - 日程第4 承認第1号 専決処分の承認を求めることについて (専決第4号 町税条例の一部を改正する条例)
 - 日程第5 承認第2号 専決処分の承認を求めることについて (専決第5号 宇美町国民健康保険税条例の一部を改正する条例)
 - 日程第6 議案第23号 宇美町課設置条例について
 - 日程第7 議案第24号 令和5年度宇美町一般会計補正予算 (第1号)
-

本日の会議に付した事件

- 日程第1 会議録署名議員の指名
 - 日程第2 会期の決定
 - 日程第3 町長の提案総括説明
 - 日程第4 承認第1号 専決処分の承認を求めることについて (専決第4号 町税条例の一部を改正する条例)
 - 日程第5 承認第2号 専決処分の承認を求めることについて (専決第5号 宇美町国民健康保険税条例の一部を改正する条例)
 - 日程第6 議案第23号 宇美町課設置条例について
 - 日程第7 議案第24号 令和5年度宇美町一般会計補正予算 (第1号)
-

出席議員 (12名)

- | | |
|----------|-----------|
| 1番 小林 孝昭 | 2番 安川 禎幸 |
| 3番 高橋 紳章 | 4番 丸山 康夫 |
| 5番 平野 龍彦 | 6番 安川 繁典 |
| 7番 入江 政行 | 8番 黒川 悟 |
| 9番 鳴海 圭矢 | 10番 白水 英至 |

11番 藤木 泰

12番 古賀ひろ子

欠席議員（なし）

事務局出席職員職氏名

議会事務局長 太田 美和

書記 中山 直子

書記 五所 万典

説明のため出席した者の職氏名

町長	……………	安川 茂伸	副町長	……………	原田 和幸
副町長	……………	一木 孝敏	教育長	……………	佐々木壮一朗
総務課長	……………	工藤 正人	危機管理課長	……………	太田 一男
財政課長	……………	中西 敏光	まちづくり課長	……………	瓦田 浩一
税務課長	……………	田口 嘉輝	会計課長	……………	大神 隆史
住民課長	……………	八島 勝行	健康福祉課長	……………	尾上 靖子
環境農林課長	……………	久我 政克	管財課長	……………	矢野 量久
都市整備課長	……………	藤木 義和	上下水道課長	……………	前田 友博
学校教育課長	……………	川畑 廣典	社会教育課長	……………	佐伯 剛美
こどもみらい課長	……………	飯西 美咲			

10時00分開会

○議会事務局長（太田美和） 起立願います。礼。おはようございます。着席願います。

お手元に本日の議事日程第1号を表示しておりますので、御確認願います。

○議長（古賀ひろ子） おはようございます。ただいまから、令和5年第1回宇美町議会臨時会を開会いたします。

本日の会議を開きます。

本会議終了後、議会改革調査特別委員会を開催する予定であります。

日程第1. 会議録署名議員の指名

○議長（古賀ひろ子） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本臨時会の会議録署名議員には、会議規則第125条の規定により、議長において、5番、平野議員及び6番、安川議員を指名いたします。

日程第2. 会期の決定

○議長（古賀ひろ子） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りします。議会運営委員会におきまして、議案の件数並びに内容を検討いたしました結果、本臨時会の会期は、4月26日、本日限りとすることにいたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古賀ひろ子） 異議なしと認めます。したがって、会期は、本日4月26日、1日間とすることで決定いたしました。

日程第3. 町長の提案総括説明

○議長（古賀ひろ子） 日程第3、町長の提案総括説明を議題といたします。

町長より、本臨時会に提案されました案件は、専決処分の承認案2件、条例案1件、予算案1件の計4件であります。

町長の提案総括説明を求めます。安川町長。

○町長（安川茂伸） 皆さん、おはようございます。本日、宇美町議会臨時会を招集いたしましたところ、議員の皆様には、公私ともに御多忙の中御出席いただき、誠にありがとうございます。

本臨時会に提案しております議案は、専決処分の承認案2件、条例案1件、予算案1件の計4件であります。

承認第1号は、地方税法等の一部を改正する法律が令和5年3月31日に公布され、その一部が翌4月1日に施行されることに伴い、緊急に町税条例の一部を改正する必要性が生じたため、令和5年3月31日に専決処分を行っており、議会の承認を求めます。

主な改正内容は、固定資産税の負担調整措置や軽自動車税の特例制度の延長であります。

承認第2号は、地方税法施行令の一部を改正する政令が令和5年3月31日に公布され、翌4月1日に施行されることに伴い、緊急に宇美町国民健康保険税条例の一部を改正する必要性が生じたため、令和5年3月31日に専決処分を行っており、議会の承認を求めます。

改正の主な内容は、国民健康保険税の課税限度額及び軽減判定所得基準額の見直しであります。

議案第23号の宇美町課設置条例については、第7次宇美町総合計画に掲げる将来像を実現する行政組織機構を再編することについて、所要の規定を整備するため、議会の議決を求めます。

議案第24号の令和5年度宇美町一般会計補正予算（第1号）は、歳入歳出それぞれ3億5,180万2,000円を追加し、予算総額を130億129万5,000円とするものであり

ます。

本補正予算におきましては、エネルギー・食料品価格等の物価高騰の影響を受けた低所得世帯への負担軽減や食費等の物価高騰に直面し、影響を特に受けている低所得の子育て世帯に対する支援を速やかに実行するため、電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援給付金支給事業費及び低所得の子育て世帯生活支援特別給付金支給事業費をはじめ、国の令和5年度新型コロナウイルス予防接種基本方針に基づく新型コロナワクチン接種体制の確保のため、新型コロナウイルスワクチン接種事業費、また、令和5年7月1日施行予定の新行政組織機構に伴い、必要となる改修工事に係る庁舎維持管理費や情報システム管理費など、その他、共働事業提案制度を募集するための共働のまちづくり推進事業費、令和6年4月に設置予定のこども家庭センターの改修工事に係る設計業務委託料として、子育て支援関係経費などを計上しています。

今回の補正予算に必要な財源は、価格高騰重点支援として追加交付される地方創生臨時交付金、低所得の子育て世帯生活支援特別給付金負担金、新型コロナウイルスワクチン接種対策費負担金、新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業費補助金などの国庫支出金、歩み出そう次の100年基金や財政調整基金の繰入金を計上しています。

以上で提案総括説明を終わりますが、議案が議題となりましたときには、担当者から詳細に説明させていただきますので、議決いただきますようお願いいたしまして、説明を終わります。

○議長（古賀ひろ子） 説明が終わりましたので、町長の提案総括説明を終結します。

日程第4．承認第1号

○議長（古賀ひろ子） 日程第4、承認第1号 専決処分の承認を求めることについてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。田口税務課長。

○税務課長（田口嘉輝） 改めまして、おはようございます。それでは私のほうから、承認第1号につきまして御説明いたします。

承認第1号 専決処分の承認を求めることについて。

町税条例の一部を改正する条例について、地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分いたしましたので、その承認を求めるものでございます。

提案理由でございますが、地方税法等の一部を改正する法律の施行に伴い、緊急に町税条例の一部を改正する必要が生じ、令和5年3月31日に町税条例の一部を改正する条例を専決処分したので、地方自治法第179条第3項の規定により報告するものである。これが、この議案を提案する理由でございます。

この町税条例でございますが、地方税法に準拠して昭和26年に公布いたしております。

今回、上位法であります地方税法等の一部を改正する法律、こちらが令和5年3月28日に参議院本会議を可決し、3月31日公布、一部を除き4月1日に施行となりましたことから、町税条例の一部を早急に改正する必要が生じました。

しかしながら、町議会を招集するいとまがなかったため、専決処分をさせていただいたところでございます。

次の2ページが、専決処分書でございます。

次の3ページ、こちらが、町税条例の一部を改正する条例の改正文でございます。3ページから9ページまでとなっております。

次に、10ページをお願いいたします。

町税条例新旧対照表でございます。表の左側が改正案、右側が現行の条文で、アンダーラインの部分が改正された箇所となります。10ページから33ページまでとなります。

それでは、34ページをお願いいたします。

こちらの町税条例の一部を改正する条例の改正概要で、内容の御説明をさせていただきます。

まず、固定資産税についてでございます。固定資産税の負担調整及び負担軽減措置の創設を行っております。1点目は、中小事業者等の生産性向上や賃上げの促進に資する機械・装置等の償却資産の導入に係る特例措置。2点目は、長寿命化に資する大規模修繕工事を行ったマンションに係る税額の減額措置。3点目は、バス事業者が路線の維持に取り組みつつ、EVバスを導入する場合における変電・充電設備等に係る課税標準の特例措置となっております。

次に、個人住民税でございます。森林環境税の賦課徴収についてでございます。町民税の均等割を賦課徴収する場合に併せて賦課徴収するなどの森林環境税の導入に対応する規定の整備を行っております。税率は年額1,000円となっております。

次に、軽自動車税でございます。環境性能割につきましては、税率区分の見直しを行っております。1点目は、新型コロナウイルス感染症等を背景とした半導体不足等の状況を踏まえ、異例の措置として現行の税率区分を令和5年12月末まで据え置くこととしています。2点目に、乗用車の新車販売を2035年電動車100%とする政府目標と整合させ、電動車の一層の普及促進を図る観点から、各税率区分における燃費基準達成度を3年間で段階的に引き上げることとしたものです。次に、グリーン化特例につきましては、種別割の特例措置で、電気自動車等を取得した場合における現行の軽課措置、翌年度の種別割を75%減等について、適用期間を3年延長するものです。

その他改正内容につきましては、35ページから38ページにかけまして、条文ごとの改正概要と施行日等を添付いたしておりますので、御参照いただきますようお願いいたします。

以上で説明を終わりますが、御審議の上、御議決いただきますようよろしくをお願いいたします。

○議長（古賀ひろ子） 説明が終わりましたので、質疑に入ります。質疑のある方はどうぞ。9番、鳴海議員。

○議員（9番 鳴海圭矢） 9番、鳴海です。今回は専決処分ということで、この条例案を出されておりますけれども、中身が固定資産税、個人住民税、軽自動車税、3つの項目に分かれているものが、1つの議案として出されているわけなんですけれども、それぞれの項目に対してちょっといろいろ言いたいことがあって、賛否もそれによって分かれてくるんですけど、これは、私、3つに案を分けて出すべきだったのではないかなと、こういうふうに思いますけど、幾ら専決処分したからといって、わざわざ1つにまとめてしまったの、これはそもそも一体なぜなのか、このことについて質問をいたします。

○議長（古賀ひろ子） 田口税務課長。

○税務課長（田口嘉輝） 今回改正をしておりますのは、町税条例という1つの条例でございます。また、1つの改正法律、上位法律に基づいての改正ということで、1つにまとめたの提案としております。

○議長（古賀ひろ子） ほかにありませんか。鳴海議員。

○議員（9番 鳴海圭矢） そしたら、個人住民税のところの森林環境税を賦課するところの項目について質問いたしますけど、たしか2008年に福岡県でも森林環境税というのが導入されているはずなんです。ここでまた新たに国から森林環境税を賦課するということになれば、これは、何ていいますか、二重課税ということになるんじゃないかなと思うんですけど、その辺はどうなっているのでしょうか。

○議長（古賀ひろ子） 田口税務課長。

○税務課長（田口嘉輝） 一度……、すいません、お答えしますけれども、森林環境税、賦課された経過があるとは認識しておりますけれども、一旦東日本大震災等への復興支援のための復興税の導入に伴って一旦停止しておりまして、新たにそれが終了することに伴って、今回復活するという認識をしております。

以上です。

○議長（古賀ひろ子） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古賀ひろ子） ないようです。質疑を終結します。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古賀ひろ子） 討論なしと認めます。

これから、承認第1号 専決処分の承認を求めることについてを採決いたします。本案を原案

のとおり承認することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（古賀ひろ子） 起立全員であります。したがって、承認第1号は承認することに決定されました。

日程第5. 承認第2号

○議長（古賀ひろ子） 日程第5、承認第2号 専決処分の承認を求めることについてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。八島住民課長。

○住民課長（八島勝行） それでは、承認第2号について御説明をいたします。

承認第2号 専決処分の承認を求めることについて。

宇美町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について、地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、その承認を求めるものでございます。

提案理由につきましては、地方税法施行令の一部を改正する政令の施行に伴い、緊急に宇美町国民健康保険税条例の一部を改正する必要が生じ、令和5年3月31日に宇美町国民健康保険税条例の一部を改正する条例を専決処分したので、地方自治法第179条第3項の規定により報告するものでございます。

お手元の議案の2ページが専決処分書、3ページが国民健康保険税条例の一部を改正する条例の本文、4ページから11ページが新旧対照表、12ページが改正の資料となっております。

内容につきましては、この改正資料にて御説明させていただきます。

初めに、この条例改正の目的でございますが、国民健康保険税の課税限度額及び軽減判定基準額を見直すことにより、被保険者間の保険税負担の公平性の確保及び中・低所得層の保険税負担の軽減を図るものでございます。

次に、改正の概要でございますが、まず（1）の賦課限度額の改正でございます。課税限度額は、国の方針として、高所得者に応分の負担を求め負担感が重いとされる中間所得層に配慮するため、段階的に引き上げられております。

今回の改正では、地方税法施行令の改正に併せまして、保険税のうち、後期高齢者支援金等分に係る課税限度額を改正いたします。

改正の内容は、表の黄色で着色した箇所でございますが、後期高齢者支援金等分を20万円から22万円に引き上げ、全体で104万円とするものでございます。

次に、（2）の国民健康保険税の軽減判定所得基準額の改正でございます。経済の動向を踏まえ、軽減判定所得の算定基準額を引き上げることで、これまで軽減の対象であった世帯が

軽減の対象から外れないように見直されたものでございます。

今回の改正では、地方税法施行令の改正に併せて、5割軽減と2割軽減の判定基準額を改正しております。改正の内容は、表の黄色で着色した箇所になりますが、5割軽減は、改正前が28万5,000円であったものを改正後は29万円に、2割軽減については、52万円から53万5,000円に引き上げます。

次に、(3)文言の改正でございますが、今回の改正に併せまして、条例中の文言を関連する規定の書きぶりと合わせるための改正を行っております。

最後に、(4)施行日でございます。施行日は、令和5年4月1日としております。

以上で説明を終わりますが、御審議の上、御承認いただきますようお願いいたします。

○議長（古賀ひろ子） 説明が終わりましたので、質疑に入ります。質疑のある方はどうぞ。9番、鳴海議員。

○議員（9番 鳴海圭矢） 今回の条例改正なんですけども、中・低所得層の保険税負担の軽減を図るといふ、一応説明としてはそういうことになっているんですけど、今回の課税限度額が2万円引き上げられることによって、実際のところ、当町において、変更したことによって現行からどういった影響があるのか。つまり、対象となる世帯が現行から多くなるのか、少なくなるのか。そのことについてまず質問いたします。

○議長（古賀ひろ子） 八島課長。

○住民課長（八島勝行） この課税限度額の改正によりまして、現在、今回改正対象となります後期高齢者支援金等分の限度額に達している方が63名おられます。これが、毎年の所得の額に応じて決まりますから、まだ何とも言えませんが、この人数が若干増える可能性があるということになります。今までの所得と同じ額であっても、限度額をより——新しい限度額まで課税がかかるということも考えられますので、若干人数が増えるということで、所得の高い方に若干負担をお願いするということになると思います。

○議長（古賀ひろ子） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古賀ひろ子） ないようです。質疑を終結します。

これから討論を行います。討論はありませんか。

まず、原案に反対者の発言を許します。9番、鳴海議員。

○議員（9番 鳴海圭矢） 9番、鳴海圭矢です。私は、本案に対して反対の立場から議論をいたしたいと思います。

ただいま出された条例の改正案について、低所得層、中間層に配慮したものだということで説明がされましたけれども、しかしながら配慮というのであれば、私は国の国庫負担率というもの

を大幅に引き上げて、国民の負担を軽減するのが筋ではないかなというふうに考えております。

今回のような限度額を引き上げて、その増収分を中間層部分に回して負担増を抑制するという方式が、私はもう限界に達しているのではないかというふうに感じております。これは目先の数字を、言葉は悪いですがけれども、つじつまを合わせることに躍起になって抜本的な解決にはつながっていないやり方だというふうに考えております。

私は、国保というのは、住民の命、健康を守る社会保障の制度であると。地方自治体が独自に公費を繰り入れ、住民負担軽減の努力をするのは、制度の本旨にかなったものであるというふうに考えております。

今回のように、課税限度額を引き上げることによって帳尻を合わせるというやり方には反対をして、国の公費の投入による財政の抜本的な強化・支援を訴えて、本案に反対の立場といたします。

以上です。

○議長（古賀ひろ子） ほかに討論はありませんか。

次に、原案に賛成者の発言を許します。2番、安川議員。

○議員（2番 安川禎幸） 私は、原案に賛成の立場で討論させていただきます。

やはり毎年右肩上がりが増える医療費、これに対応するためにも、今年は税率を上げないというところですけど、何らかの措置は必要というふうに思います。

今回、国の基準も改正され、全国一斉に改正されるというところで、制度を守るためにも私は賛成という立場で討論させていただきます。

以上です。

○議長（古賀ひろ子） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古賀ひろ子） これで討論を終わります。

これから、承認第2号 専決処分の承認を求めることについてを採決いたします。本案を原案のとおり承認することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（古賀ひろ子） 起立多数であります。したがって、承認第2号は承認することに決定されました。

日程第6. 議案第23号

○議長（古賀ひろ子） 日程第6、議案第23号 宇美町課設置条例についてを議題といたします。提案理由の説明を求めます。工藤総務課長。

○総務課長（工藤正人） 失礼いたします。議案第23号 宇美町課設置条例についてでございます。上記の議案を別紙のとおり提出する。

提案理由でございますが、第7次宇美町総合計画に掲げる将来像を実現する行政組織機構を再編することについて、所要の規定を整備する必要があるため、議会の議決を求めるものでございます。

2ページから条例の条文となっておりますが、今回は条例の全部を改正するとしているところでございます。

第1条では、記載の総務課から都市整備課まで11の課を置くとしておりまして、これは、現在より1課増となるものでございます。

第2条では、各課のおおむねの分掌事務を下にあります別表、これが次の3ページ、4ページまで続いておりますが、この表のとおりとするということにしております。

戻りまして、2ページの中央の附則では、この条例の施行日を令和5年7月1日としているところでございます。

なお、議会事務局、会計課、教育委員会部局の3課、それから上下水道課につきましては、別の条例、規則等で規定をされておりまして、ここには出てまいりませんので、全体が分かりやすいように説明につきましては、5ページからの参考資料を使って説明させていただきます。

行政組織機構改革についてということで、全員協議会のほうで説明させていただいたものになりますが、今回の機構改革の視点・目的といたしまして、町長が掲げる5つのビジョンの実現に向けて、第7次宇美町総合計画の政策体系に対応した行政組織機構を構築。新たな行政課題への対応と既存組織体制の改善及び適正な人員配置。住民の視点・立場に立った分かりやすい行政組織機構の構築。それから、職員の職務遂行能力を十分に発揮することができる行政組織機構の構築、この4点。それからポイントといたしまして、地域防災力強化のための体制整備。債権管理体制の整備。情報発信体制の整備。医療費適正化に向けた取組。子ども・子育て、教育の充実の5つを上げていたところでございます。

6ページは、機構改革実施前と後の新旧の比較資料となっております。現在の15課2局31係が、16課2局3室38係となります。

下の図のほうが実施後となりますが、朱書きの部分が変更点でございます。右から行きますと、まず会計課につきましては、係名を出納係に変更しています。これにつきましては、原則として課名と係名を同じ名称にしないという取決めを行ったことによるものでございます。

次に、総務課は、人事秘書係を総務法制係と分離し、2係体制とし、情報管理係につきましては、自治体DXの取組を加速化するため、情報政策推進室としているところでございます。

現在の財政課は企画財政課とし、まちづくり課からまちづくり政策係を移管し、政策推進係に

名称を改めています。また収納対策係は、適正な債権管理を行い収納事務を強化するため、収納対策室としているところがございます。

現在のまちづくり課の商工観光係をシティプロモーション課に移管いたしまして、名称をふるさと応援係に改めています。

また、積極的・戦略的にスピード感を持って情報発信できるよう、総務課から広報、社会教育課から文化財を移管し、文化財・まちの魅力PR係を新設しているところがございます。

住民課につきましては、係の名称を改めております。

現在の健康福祉課につきましては、健康課と福祉課に分離をしています。健康課は、介護・高齢者支援係と健康推進係の2係と、それに医療費の適正化に向けました取組を行う医療費適正化推進室を新設しております。また、福祉課につきましては、福祉・手当係と障がい者支援係の2係としておるところでございます。

次に、現在の危機管理課につきましては、地域コミュニティ課内に危機管理係として設置をしまして、また、まちづくり課から共働推進係、これを移管し2係体制とすることで、自主防災組織の整備など地域防災力の強化に努めることとしています。

現在の環境農林課は環境課とし、環境衛生係と公園管理係の2係体制としております。

都市整備課につきましては、公園の管理部門を環境課に移管したことから都市計画係を新設、それから、窓口の一本化の観点から環境農林課の農林振興係を移管、それと、技術と事務の業務を明確にするため、建設係、これを業務係と管理係に分離させることで、4係体制としておるところです。

学校教育課につきましては、教育総務係と教育環境係の2係の体制としています。

社会教育課は、社会教育係からスポーツ・文化振興に関する業務を分離いたしまして、スポーツ・文化振興係を新設し、3係体制といたしております。

それから、こどもみらい課につきましては、組織体制の充実を図るために、子育て支援係から母子保健業務を分離いたしまして母子保健係を新設し、こちらも3係体制としておるところでございます。

次の7ページになりますが、新組織図となっております。中段から下に担当が変更になる主な事務分掌を掲載しております。

右から見ていきますと、まず、窓口業務のサービス低下を抑える観点から、選挙に関することを住民課から総務課に移管しております。

それから、シティプロモーション課に、先ほど説明いたしました広報・観光事業・文化財を移管。後期高齢者医療保険事務につきましては、今後の後期高齢者の増加を見越しまして、業務の平準化を図る観点から、国保医療係改め、新国保係から医療年金係に移管をしております。

また現在、危機管理課に置いてある新型インフルエンザ等対策本部につきましては、新型コロナウイルスへの対策を踏まえまして、特に初期段階において専門的な知見を有する部署の主体的な対策案の検討が極めて重要であると考えておりまして、今回、健康課に移管をしております。

次に、児童3手当につきましては、住民課から福祉課に、人権に関する業務のうち、人権問題に関することも今回福祉課に移管をしておりますが、人権教育に関することについては、社会教育課にそのまま残すこととしております。

次のブロック塀等撤去費補助事業や木造戸建て住宅耐震改修補助事業に関する事務につきましては、危機管理課から管財課のほうに移管をいたしまして、建築営繕事務の効率化を図ることとしております。

空き家対策と屋外広告物については、環境保全的要素が強いことから、都市整備課から環境課に移管し、生涯学習については、それを推進するために、学びに関する情報の集約と分かりやすい内容の発信が課題となっております。生涯学習の拠点として位置づけております地域交流センターうみ・みらい館、それから中央公民館、住民福祉センターなどの各施設が連携しながら、町民の皆さんの学習や活動をサポートし、情報の提供を行うことが効率的・効果的であると考えまして、まちづくり課から社会教育課に移管をしておるところでございます。

最後に、ここには記載をしておりますが、戻って条文の第2条のおおむねの分掌の中に、情報政策推進室の設置に伴いまして、総務課の(5)に情報政策の推進に関する事、それから、収納対策室の設置に伴いまして、企画財政課の(6)に町の債権の管理に関する事、これを追加記載しているところでございます。

以上で説明を終わりますが、御審議の上、可決いただきますようよろしくお願いいたします。

○議長（古賀ひろ子） 説明が終わりましたので、質疑に入ります。質疑のある方はどうぞ。4番、丸山議員。

○議員（4番 丸山康夫） ページ数は……、ちょっと待ってくださいね、2ページに書いてあります。事務分掌のところ、各課が所管する事項のところ、自治会に関する事が記載されていませんので、質問をしたいと思います。

自治会関連の所管、これ、地域コミュニティ課でよろしいのでしょうか。まず、回答してください。

○議長（古賀ひろ子） 工藤課長。

○総務課長（工藤正人） 議員の言われますとおり、地域コミュニティ課のほうに、その仕事が行くことになります。

○議長（古賀ひろ子） 丸山議員。

○議員（4番 丸山康夫） そこでお尋ねしたいと思いますけれども、今、自治会への加入率の低

下というのが大きな課題として横たわっています。私も、自治会の役員をしながら、定例会等にも参加しているわけなのですが、定例会の約6割から7割、加入の問題がそこで議論されています。これは、コミュニティのところに行っても、校区コミュニティ、そういったところでも、この話題で持ち切りだということでお伺いをしているところです。

このまま自治会への加入率が低下し続けると、自治会の存続自体が危うくなることも考えられますし、今後、災害等が起こったときに、自助、共助、公助、この共助の部分で大きく遅れを取ってくるんじゃないかなと思います。

町としても、自治会任せにせずに、何らかのアプローチ強化ということを考えてのこの課設置条例の改正だと思っています。具体的に、今後新しく設置する地域コミュニティ課で、どのような対策を行っていくとお考えになってのこの設置条例なのか、ぜひ回答を求めたいと思います。

○議長（古賀ひろ子） 丸山議員に申し上げます。課設置条例についての今、議論かと思いますが、中身についてはちょっと違うような気がしますが。丸山議員。

○議員（4番 丸山康夫） これ、設置して何をやるかというのが、本当に大切な議論になると私は思っています。新しい体制をつくったから、そこでやりますよと言うだけじゃなくて、この設置の目的、新しい地域コミュニティ課を設置する、何のためにやるのか、ここが特に重要になると思って、こういった質問をさせていただいているんですけど、回答できませんか、いかがでしょう。

○議長（古賀ひろ子） 工藤課長。

○総務課長（工藤正人） 失礼します。私のほうが回答するのがどうなのかなというところもありますけども、平成27年度に策定いたしました地域コミュニティ推進計画、これでは地域コミュニティの将来像として、以下の3つが示されています。1つ目が町民参画・共働のまちづくりの地域コミュニティ、2つ目が多様な連携で活性化する地域コミュニティ、それから、3つ目が新たな創造による地域コミュニティ、これを将来像として掲げているところです。この将来像の実現のためには、ネットワークづくりや環境づくり、きっかけづくり、人づくりを通して、地域の実情を尊重した地域コミュニティづくりが必要だと考えているところです。

そうした中で、今回、今の危機管理課を危機管理係として一緒にすることで、今やっぱり活発になっているのは、地域の防災活動というのが、コミュニティや自治会の中で重要な役割を担っておりまして、避難訓練等もその中で実施がされているところです。

そういう皆さんでやるような内容を、そういう事業をやることによって、結局は周囲の地域の方々とのつながりというのが非常に大切だというのが、地域の助けがないとやっぱりやっつけられない、特に高齢者や支援が必要なの方々等については、その重要さというのが今非常に分かってきているのではないかとこのように考えておりまして、そうしたところからも、今回、今の危機管

理課の危機管理係と一緒にすることで、さらなる地域コミュニティの重みというか、そういうのが浮き彫りになってくるのではないかとということ、そういうところを通じて必要性をアピールすることで、自治会への加入、これがちょっと、それで増えていくのかどうかというのは私のほうからはっきり言えませんが、そういうのにつながっていくということも考えて、今の危機管理課と一緒にしたということが1つあるところでございます。

○議長（古賀ひろ子） ほかにありませんか。9番、鳴海議員。

○議員（9番 鳴海圭矢） このたび農林振興係というのが都市整備課のほうに入っておりますけれども、ごめんなさい、私の考えとしては、課の受け持つ仕事の内容と申しますか、性質から考えると、環境課に置いておくほうが妥当ではないかなと思ったんですけども、それは、現場の方が都市整備課に入れたほうが仕事がやりやすいという判断であれば、それは仕方ないと思うんですけども、今回、農林振興課を都市整備のほうに含めた、これは一体どういう考えに基づいたものなのか、お尋ねをいたします。

○議長（古賀ひろ子） 工藤課長。

○総務課長（工藤正人） これにつきましては、一番は住民サービスの向上というのを考えました。特に窓口に来られる町民の方、水路が壊れているよとか水が漏れているよとかいったときに、その水路が道路側溝なのか農業用水なのかで、もう窓口がどっちか分からない。結局行ったところが違って、責任の所在がよく分からないといったような、住民サービスのそれが低下につながっていたところもあり、そういう現場に関するところは1つの部署に集めたほうが、もうここに行けば全て解決するんだよというのが、分かりやすく町民にお知らせできますので、そこを一体化するために、今回、都市整備課のほうと一緒にくっつけたような形にしております。

○議長（古賀ひろ子） ほかにありませんか。鳴海議員。

○議員（9番 鳴海圭矢） SNSを活用した情報発信について、当町をもっと専門的に掘り下げて、独自の何ていうんですか、研究というのを深めていったほうがいいんじゃないかなというふうに思うわけなんですけど、そういった分野の仕事は、シティプロモーション課ですか、こちらで受け持つというふうに理解してよろしいですか。

○議長（古賀ひろ子） 工藤課長。

○総務課長（工藤正人） 失礼します。広報をはじめホームページやSNS等の情報発信につきましては、全てシティプロモーション課のほうで一体的にやっていくということで、こちらのほうに業務を置いているところでございます。

○議長（古賀ひろ子） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古賀ひろ子） ないようです。質疑を終結します。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古賀ひろ子） 討論なしと認めます。

これから、議案第23号 宇美町課設置条例についてを採決いたします。本案を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（古賀ひろ子） 起立全員であります。したがって、議案第23号は原案のとおり可決されました。

ただいまからタブレット設定のため、暫時休憩に入ります。

10時43分休憩

.....
10時48分再開

○議長（古賀ひろ子） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

日程第7. 議案第24号

○議長（古賀ひろ子） 日程第7、議案第24号 令和5年度宇美町一般会計補正予算（第1号）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。中西財政課長。

○財政課長（中西敏光） それでは、議案第24号 令和5年度宇美町一般会計補正予算（第1号）の説明をさせていただきます。

予算書の3ページをお願いいたします。

令和5年度宇美町一般会計補正予算（第1号）は、歳入歳出それぞれ3億5,180万2,000円を追加し、予算総額を130億129万5,000円とするものでございます。

それでは、歳出から説明をさせていただきます。

資料につきましては、4月臨時議会議案資料綴一般会計補正予算（第1号）事業一覧表を御参照ください。

少し飛びますが、予算書14ページ、15ページをお願いいたします。

2款総務費1項総務管理費2目文書広報費のまちの魅力PR事業費49万9,000円は、令和5年7月1日施行の新行政組織機構で新設されるシティプロモーション課事務室内における情報発信の環境整備に伴い、PR展示用消耗品費用5万円、相談対応コーナーの庁用器具費を44万9,000円計上をしています。

5目財産管理費の001庁舎維持管理費762万7,000円も機構改革に伴い、庁舎西館

1階会議室の空調機設置のため、空調機器取替工事請負費（単独）を26万5,000円、庁舎西館内部改修や庁舎サイン表示改修、庁舎電気・電話設備改修工事を実施するため、庁舎改修工事請負費（単独）を736万2,000円計上をしています。002庁内共回事務備品管理費50万9,000円も機構改革に伴い、保管庫購入として庁用器具費を計上をしています。

7目電子計算費の情報システム管理費508万2,000円は、西館1階に住民の方などが利用可能な公衆無線LANによる通信環境を整備するため、通信運搬費（電信電話料）を9万円、機構改革に伴う庁内ネットワークシステム及び業務システムの所属設定変更等やのるーと宇美の利用者の支援等を図るため、西館1階に公衆無線LAN通信設定業務を実施するため、電算システム改修業務委託料（単独）を499万2,000円計上をしています。

8目自治振興費の共働のまちづくり推進事業費824万2,000円は、共働事業提案制度（行政提案型共働事業）の募集に伴い、共働のまちづくり推進委員会開催経費及び共働事業提案制度補助金（行政提案型）を800万円計上しています。なお、財源は、宇美町歩み出そう次の100年基金を活用いたします。

16、17ページをお願いいたします。

3款民生費1項社会福祉費1目社会福祉総務費の電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援給付金支給事業費1億4,278万1,000円は、価格高騰の影響が大きい低所得世帯への支援として1世帯当たり3万円を支給するもので、関係事務経費及び給付金支給関係事務業務委託料を800万円、電算関係業務委託料200万円、価格高騰重点支援給付金（低所得世帯支援分）を1億2,900万円計上をしています。なお、この事業は、地方創生臨時交付金（価格高騰重点支援 低所得世帯支援分）を活用いたします。

2項児童福祉費1目児童福祉総務費の低所得の子育て世帯生活支援特別給付金支給事業費4,741万9,000円は、食費等の物価高騰に直面し、影響を特に受けている低所得の子育て世帯への支援として、児童1人当たり5万円を支給するもので、主に宇美町が実施主体となるひとり親以外の世帯に対する関係経費を計上するもので、会計年度任用職員（日給）報酬を66万2,000円のほか、18、19ページをお願いします。関係事務経費及び電算システム改修業務委託料（補助）を258万5,000円、低所得の子育て世帯生活支援特別給付金を4,250万円計上をしています。なお、この事業は、低所得の子育て世帯生活支援特別給付金負担金を活用いたします。

4目子育て支援事業費の子育て支援関係経費528万円は、令和6年4月に設置予定のこども家庭センターの改修工事に係る設計業務委託料を計上しています。

20、21ページをお願いします。

4款衛生費1項保健衛生費3目予防費の新型コロナウイルスワクチン接種事業費1億3,436万

3,000円は、国の令和5年度新型コロナウイルス予防接種基本方針に基づく新型コロナウイルス接種体制の確保のために必要な経費を計上するもので、会計年度任用職員（月給）報酬を189万5,000円のほか、中段下の接種券及びチラシ等郵送料など通信運搬費（郵便料）を303万3,000円、委託料では個別接種業務委託料を7,888万2,000円、ワクチン輸送業務委託料を442万9,000円、予約受付及び集団接種会場運営等業務委託料を2,903万円、接種券印刷等業務委託料を532万7,000円、22、23ページをお願いします。電算関係業務委託料を311万3,000円など計上をしています。なお、国からの100%補助となっています。

歳出の説明は以上となります。

続きまして、歳入の説明をさせていただきます。

戻っていただきまして、10ページ、11ページをお願いいたします。

14款国庫支出金1項国庫負担金1目民生費国庫負担金は、低所得の子育て世帯生活支援特別給付金負担金（ひとり親以外）など、臨時特別給付金負担金を4,741万9,000円計上をしています。

3目衛生費国庫負担金は、新型コロナウイルスワクチン接種対策費負担金を7,272万6,000円、新型コロナウイルス予防接種健康被害給付費負担金を11万2,000円計上をしています。

2項国庫補助金2目総務費国庫補助金は、価格高騰重点支援 低所得世帯支援分として追加交付される地方創生臨時交付金を1億3,975万円計上をしています。

4目衛生費国庫補助金は、新型コロナウイルスワクチン接種事業費補助金を6,152万4,000円計上をしています。

12、13ページをお願いいたします。

18款繰入金2項基金繰入金は、本補正予算の財源とするため、財政調整基金を2,202万9,000円、歩み出そう次の100年基金を824万2,000円の繰入れを行うものです。

最後になりますが、予算書の24、25ページに、今回の補正に係る給与費明細書を掲載しておりますので、御参照ください。

以上で説明を終わりますが、御審議の上、可決いただきますようお願いいたします。

○議長（古賀ひろ子） 説明が終わりましたので、質疑に入ります。

質疑の方法についてお諮りします。歳入歳出一括質疑と総括質疑という順序で審査を行いたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古賀ひろ子） 異議なしと認めます。

質疑のある方は、ページ数をお示しの上、質疑をお願いします。質疑のある方はどうぞ。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古賀ひろ子） 総括質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古賀ひろ子） ないようです。質疑を終結します。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古賀ひろ子） 討論なしと認めます。

これから、議案第24号 令和5年度宇美町一般会計補正予算（第1号）を採決いたします。
本案を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（古賀ひろ子） 起立全員であります。したがって、議案第24号は原案のとおり可決されました。

----- . ----- . -----

○議長（古賀ひろ子） 以上をもちまして、本臨時会の会議に付された事件は全て終了いたしました。

これをもちまして、本臨時会を閉会することにいたしたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古賀ひろ子） 異議なしと認めます。したがって、令和5年第1回宇美町議会臨時会を閉会いたします。

○議会事務局長（太田美和） 起立願います。礼。お疲れさまでした。

10時58分閉会

本会議の経過を記載して、その内容に相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和5年7月10日

議 長 古 賀 ひろ子

副 議 長 藤 木 泰

署名議員 安 川 繁 典

署名議員 平 野 龍 彦